

# 雫石町国民保護計画新旧対照表

令和6年2月



第1編 総則

頁	現 計 画	修 正 案
5	<p><b>第3章 町の地理的、社会的特徴</b></p> <p><b>1 地理的特徴</b></p> <p>(1) 位置・面積            雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、東西約24km、南北約40kmと南北に長い楕円形をしており、面積は<u>609.01</u>㎡である。岩手県内の市町村の中では比較的面积が大きく、避難手段などについて配慮する必要がある。</p> <p>(2) 地勢・気候            岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており標高300m以上が総面積の約80%に達している。この地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立が懸念される。            気候は、北と西が奥羽山系に囲まれているため<u>低温低湿の気候を示し8月の平均気温は22.7℃(平成26年)と夏季は比較的冷涼である。</u>4月下旬から10月上旬まで5ヶ月余りも快温帯が続くが、12月から3月までは雪に閉ざされる寒冷多雪気候である。この気象条件では、冬季間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。</p> <p><b>2 社会的特徴</b></p> <p>(1) 人口分布            雫石町の人口は、<u>平成27年3月1日</u>現在で、<u>17,527</u>人で雫石地区<u>8,225</u>人、御所地区<u>3,174</u>人、西山地区<u>3,520</u>人、御明神地区<u>2,608</u>人と雫石地区に人口の約<u>47%</u>集中している。</p>	<p><b>第3章 町の地理的、社会的特徴</b></p> <p><b>1 地理的特徴</b></p> <p>(1) 位置・面積            雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、東西約24km、南北約40kmと南北に長い楕円形をしており、面積は<u>608.82</u>㎡である。岩手県内の市町村の中では比較的面积が大きく、避難手段などについて配慮する必要がある。</p> <p>(2) 地勢・気候            岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており標高300m以上が総面積の約80%に達している。この地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立が懸念される。            気候は、北と西が奥羽山系に囲まれているため<u>盆地性の気候を呈し、温度変化が大きい。</u>4月下旬から10月上旬まで5ヶ月余りも快温帯が続くが、12月から3月までは雪に閉ざされる寒冷多雪気候である。この気象条件では、冬季間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。</p> <p><b>2 社会的特徴</b></p> <p>(1) 人口分布            雫石町の人口は、<u>令和5年11月末</u>現在で、<u>15,335</u>人で雫石地区<u>7,674</u>人、御所地区<u>2,503</u>人、西山地区<u>3,026</u>人、御明神地区<u>2,132</u>人と雫石地区に人口の約<u>50%</u>が集中している。</p>

	(2) ~ (4) [略]	(2) ~ (4) [略]
修正理由	○ 所要の修正	

第2編 平時における備え

頁	現 計 画	修 正 案
8	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信体制の整備等            (1)～(2) [略]  <u>(3) 防災行政無線の整備</u>  <u>町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化を推進する。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>第1章 平時における組織・体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信体制の整備等            (1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	<p>○ 防災行政無線をデジタル移行したことに伴う修正</p>	

頁	現 計 画																																																																		
13	<p><b>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え</b></p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p><b>5 生活関連等施設の把握等</b></p> <p>町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国民保護法施行令</th> <th style="text-align: center;">各号</th> <th style="text-align: center;">施設等の種類</th> <th style="text-align: center;">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center;">第27条 生活関連等施設</td> <td style="text-align: center;">1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省・農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center;">第28条 危険物質等</td> <td style="text-align: center;">1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8号</td> <td>毒劇薬（薬事法）</td> <td>厚生労働省・農林水産省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設等の種類	所管省庁名	第27条 生活関連等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省・農林水産省	第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省
国民保護法施行令	各号	施設等の種類	所管省庁名																																																																
第27条 生活関連等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省																																																																
第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁																																																																
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																
	3号	火薬類	経済産業省																																																																
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会																																																																
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会																																																																
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省																																																																
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正																																																																		

頁	修 正 案																																																																				
13	<p><b>第2章 国民保護措置に関する平時からの備え</b></p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p><b>5 生活関連等施設の把握等</b></p> <p>町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <p><b>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国民保護法施行令</th> <th style="text-align: center;">各号</th> <th style="text-align: center;">施設等の種類</th> <th style="text-align: center;">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center;">第27条 生活関連等施設</td> <td style="text-align: center;">1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7号</td> <td>水域施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省・農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center;">第28条 危険物質等</td> <td style="text-align: center;">1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8号</td> <td>毒劇薬（<span style="color: red;">医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</span>）</td> <td>厚生労働省・農林水産省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>			国民保護法施行令	各号	施設等の種類	所管省庁名	第27条 生活関連等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省・農林水産省	第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	8号	毒劇薬（ <span style="color: red;">医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</span> ）	厚生労働省・農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省
国民保護法施行令	各号	施設等の種類	所管省庁名																																																																		
第27条 生活関連等施設	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																		
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																		
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																		
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省																																																																		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																		
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省																																																																		
第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁																																																																		
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																		
	3号	火薬類	経済産業省																																																																		
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																		
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会																																																																		
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																		
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会																																																																		
	8号	毒劇薬（ <span style="color: red;">医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</span> ）	厚生労働省・農林水産省																																																																		
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																		
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																		
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																		
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正																																																																				

第2編 平時における備え

頁	現 計 画	修 正 案
16	<p>第4章 国民保護に関する啓発・訓練等</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察等との連携を図る。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発・訓練等</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	





頁	現 計 画		
19	<p><b>第1章 雫石町国民保護対策本部の設置等</b></p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町対策本部の組織</p> <p>雫石町国民保護対策本部の組織及び機能</p> <p>町対策本部</p> <p>町対策本部長 (町長)</p> <p>町対策副本部長 (副町長・教育長)</p> <p>町対策本部員</p> <p>1 各管理職</p> <p>2 消防長又はその指名する消防吏員</p> <p>3 消防団長又はその指名する消防団員</p> <p>4 前各号に掲げる者のほか、町長が町職員のうちから特に任命する者</p> <p>※町対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。</p> <p>対策本部長の意思決定を補佐</p> <p>(町対策本部長の補佐機能)</p> <p>各課長及び対策本部長が指名する職員</p> <p>各部</p> <p>総合調整部 (防災課)</p> <p>総務部 (総務課・議会事務局 監査委員事務局)</p> <p>企画財政部 (企画財政課 税務課・出納課)</p> <p>保健福祉部 (総合福祉課・町民課 環境対策課 健康推進課 長寿支援課 雫石診療所員)</p> <p>産業振興部 (農林課、観光商工課 農業委員会事務局、御所防災ダム所員)</p> <p>地域整備部 (復興整備課 地域整備課 上下水道課)</p> <p>教育部 (学校教育課 生涯学習課)</p> <p>現地調整所</p> <p>現地対策本部</p> <p>支援要員派遣</p> <p>決定内容の指示</p> <p>【町対策本部の武力攻撃事態等における業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>企画財政部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul>
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul>		
修正理由	○ 所要の修正		

頁	修正案		
19	<p><b>第1章 雫石町国民保護対策本部の設置等</b></p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町対策本部の組織</p> <p>雫石町国民保護対策本部の組織及び機能</p> <p>町対策本部</p> <p>町対策本部長 (町長)</p> <p>町対策副本部長 (副町長・教育長)</p> <p>町対策本部員</p> <p>1 各管理職</p> <p>2 消防長又はその指名する消防吏員</p> <p>3 消防団長又はその指名する消防団員</p> <p>4 前各号に掲げる者のほか、町長が町職員のうちから特に任命する者</p> <p>※町対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他当該町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。</p> <p>対策本部長の意思決定を補佐</p> <p>(町対策本部長の補佐機能)</p> <p>各課長及び対策本部長が指名する職員</p> <p>支援要員派遣</p> <p>決定内容の指示</p> <p>現地調整所</p> <p>現地対策本部</p> <p>総務部 (各部の構成課等)</p> <p>総務課、議会事務局、監査委員事務局、税務課、出納課</p> <p>企画部 (総合政策課)</p> <p>保健福祉部 (福祉課、町民課、健康推進課、こども課、雫石診療所員)</p> <p>産業振興部 (農林課、観光商工課、農業委員会事務局、御所防災ダム所員)</p> <p>地域整備部 (地域整備課、上下水道課)</p> <p>教育部 (学校教育課、生涯文化スポーツ課)</p> <p>【町対策本部の武力攻撃事態等における業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>企画部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(3) ~ (7) [略]</p> <p>3 ~ 4 [略]</p>	企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul>
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の設置・収容に関すること</li> <li>災害応急対策に要する経費に関すること</li> <li>県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること</li> <li>災害情報の整理・共有に関すること</li> <li>災害広報・情報発信に関すること</li> </ul>		
修正理由	○ 所要の修正		

第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現 計 画	修 正 案
49	<p><b>第7章 情報の収集・提供</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 安否情報の収集・提供</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 安否情報の収集・整理</p> <p>町長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等、町が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>町長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。</p> <p>(4)～(9) [略]</p>	<p><b>第7章 情報の収集・提供</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 安否情報の収集・提供</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 安否情報の収集・整理</p> <p>町長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>町長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。</p> <p>(4)～(9) [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	